

吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第

189 条に基づく書類)

2024 年 1 月 1 日

KDDI 株式会社

JCOM 株式会社

2024年1月1日

吸収分割に関する事後開示書類

東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
ガーデンエアタワー
(本店：東京都新宿区西新宿二丁目3番2号)
KDDI株式会社
代表取締役社長 CEO 高橋 誠

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
JCOM株式会社
代表取締役社長 岩木 陽一

KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）とJCOM株式会社（以下「JCOM」といいます。）とは、2023年7月28日付で締結したKDDIを吸収分割会社、JCOMを吸収分割承継会社とする吸収分割契約書に基づき、本日を効力発生日として、KDDIの営むケーブルテレビ事業に関してKDDIが有する権利義務を、JCOMに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関して会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条各号により開示すべき事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、KDDIにおいては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割となります。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2024年1月1日

2. KDDIにおける会社法第784条の2の規定による請求に係る手続並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

- (2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過について
KDDI は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について
KDDI は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 8 月 10 日付で官報公告及び電子公告を行いました。会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。
3. JCOM における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第 796 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について
差止請求を行った株主はいません。
 - (2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について
株式買取請求を行った株主はいません。
 - (3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について
JCOM は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 8 月 10 日付で官報公告及び電子公告を行いました。会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 本吸収分割により JCOM が KDDI から承継した重要な権利義務に関する事項
承継資産額 15,000 百万円（概算値）
承継負債額 7,500 百万円（概算値）
 5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日
2024 年 1 月 11 日（予定）
 6. その他重要な事項
なし

以上